

特定整備制度に関するよくある質問・問答

もくじ

I. 対象となる整備・改造.....	3
問1 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。.....	3
問2 前方をセンシングするためのカメラ、レーダーなどがついていないガラスやバンパなどの脱着は、電子制御装置整備に該当しますか。.....	3
問3 電子制御装置整備の対象となる衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能と同じような機能でありながら対象外の自動車があります。判別する手法はありますか。.....	3
II. 認証基準.....	4
問4 分解整備事業の認証を受けていますが、申請などの手続きは必要ですか。.....	4
問5 今まで整備工場からの依頼で、当該整備工場に出向いて自動車の窓ガラス交換の作業を行ってきましたが、電子制御装置整備の認証を受けなければ、窓ガラス交換の作業はできませんか。.....	4
問6 エーミング用のターゲットを保有しなければなりませんか。.....	4
問7 すべての車種を整備できるスキャンツールを持たなければなりませんか。.....	4
問8 事業場に電子制御装置点検整備作業場を設ける敷地がありませんが、電子制御装置整備の認証を受けられる方法がありますか。.....	5
問9 電子制御装置整備の認証を受ける予定はありませんが、事業場の標識（認証事業の看板）を作り直す必要がありますか。.....	5
問10 電子制御装置整備の認証を受けるためには、どこに申請（相談）すればよいですか。.....	5
III. 整備主任者.....	5

問 11	電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者となるための講習の内容はどのようなものですか。開催日を教えてください。	5
問 12	分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できますか。 . .	6
IV.	電子制御装置整備を行う際の遵守事項	6
問 13	特定整備の対象となる自動車について、前方をセンシングするためのカメラ付きのガラスの脱着をしました。その後にエーミング作業は必要ですか。	6
V.	指定整備制度	6
問 14	電子制御装置整備の対象となる自動車を扱いませんが、電子制御装置整備の認証を受けなければなりませんか。	6
問 15	電子制御装置整備の認証を受けなければ、電子制御装置整備の対象となる自動車について保安基準適合証等を交付できませんか。	6
VI.	経過措置	7
問 16	電子制御装置整備の認証の経過措置が適用となる作業は何ですか。 . . .	7
VII.	その他	7
問 17	エーミング作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。	7
問 18	自動車ガラス施工作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。	7

I. 対象となる整備・改造

問1 特定整備とは何ですか。分解整備とは何が違うのですか。

(答)

- 特定整備とは、これまでの分解整備と、以下の「電子制御装置整備」を総称した自動車の整備又は改造をいいます。

○「電子制御装置整備」の内容

- ① 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼすおそれのある整備・改造
- ② 衝突被害軽減ブレーキ、レーンキープ機能(※)に用いられる、前方をセンシングするためのカメラ等を取り外し、取付位置、取付角度の変更又は機能調整を行う整備・改造
- ③ 上記に係るカメラ、レーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスの脱着【その後、カメラ等の機能調整が必要となるため】

※保安基準の適用を受ける装置に限る。

問2 前方をセンシングするためのカメラ、レーダーなどがついていないガラスやバンパなどの脱着は、電子制御装置整備に該当しますか。

(答)

- 該当しません。

問3 電子制御装置整備の対象となる衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能と同じような機能でありながら対象外の自動車があります。判別する手法はありますか。

(答)

- 電子制御装置整備の対象か否かについては、その装置(衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ)が保安基準の適用を受けているかどうかによって判断されます。
- 装置の基準適用日は、自動車の用途、車両総重量等により異なるため、自動車検査証に記載されている型式等を参考に判別することができるよう、自動車メーカーが作成するリストを国土交通省のホームページに公表しています。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_Target_vehicle.html>
- 上記を見ても判別が難しい場合は、個別に自動車メーカー等に問合せるなどして確認ください。

II. 認証基準

問4 分解整備事業の認証を受けていますが、申請などの手続きは必要ですか。

(答)

- 分解整備の認証基準は変わりませんので、従来の事業を引き続き経営する場合は、手続きは不要です。
- なお、電子制御装置整備を行う場合には、新たに電子制御装置整備の認証が必要です。

問5 今まで整備工場からの依頼で、当該整備工場に出向いて自動車の窓ガラス交換の作業を行ってきましたが、電子制御装置整備の認証を受けなければ、窓ガラス交換の作業はできませんか。

(答)

- 電子制御装置整備の認証を受けた事業場の構内で作業を行う場合であって、当該認証工場の自らの管理の下で自動車の窓ガラス交換の作業が行われる旨取り決めが交わされている場合には、ガラス交換を行う者が認証を受けていなくても作業可能です。
- この場合において、
 - 特定整備事業者名並びに構内外注作業を行う者の氏名又は名称
 - 構内外注作業の内容
 - 構内外注作業は特定整備事業者の管理の下で行われることの項目が記載されている書面は、「取り決めが交わされていること」として取り扱うこととしております。

問6 エーミング用のターゲットを保有しなければなりませんか。

(答)

- エーミング用のターゲットについては、必要なときに入手する体制があれば保有する必要はありません。例えば、事業場間で共同保有する、必要な際に借りる等の形態でも構いません。

問7 すべての車種を整備できるスキャンツールを持たなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、) 認証要件として、少なくとも一車種以上の車両を整備できるスキャンツールを1台保有していれば構いません。

問8 事業場に電子制御装置点検整備作業場を設ける敷地がありませんが、電子制御装置整備の認証を受けられる方法はありますか。

(答)

- 現在の事業場と離れた場所に設けることや、他の事業者と電子制御装置点検整備作業場を共同使用することが可能です。詳しくは事業場を管轄する運輸支局整備部門等にお問い合わせください。

参考：運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問9 電子制御装置整備の認証を受ける予定はありませんが、事業場の標識（認証事業の看板）を作り直す必要がありますか。

(答)

- (いいえ、) 分解整備事業の認証を受けている事業場の場合、従来の標識を引き続き使用できます。
- なお、次の変更を行った場合には、標識を「自動車分解整備事業」から「自動車特定整備事業」の表記にする必要があります。
 - 事業者の氏名又は名称及び住所
 - 事業場の所在地
 - 屋内作業場の面積又は間口若しくは奥行

問10 電子制御装置整備の認証を受けるためには、どこに申請（相談）すればよいですか。

(答)

- 事業場を管轄する運輸支局整備部門に申請（相談）してください。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

Ⅲ. 整備主任者

問11 電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者となるための講習の内容はどのようなものですか。開催日を教えてください。

(答)

- 学科、実習、試問により構成されています。
- 開催日については、最寄りの運輸支局にお問い合わせください。なお、実習については、運輸支局等が認定する地方の自動車整備振興会等の機関において実施して

います。

参考：各運輸支局等の問い合わせ先

(https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk9_000012.html)

問 12 分解整備と電子制御装置整備の認証を受ける場合に、分解整備をする整備主任者と電子制御装置整備をする整備主任者を分けて選任できますか。

(答)

- できません。

IV. 電子制御装置整備を行う際の遵守事項

問 13 特定整備の対象となる自動車について、前方をセンシングするためのカメラ付きのガラスの脱着をしました。その後にエーミング作業は必要ですか。

(答)

- (はい。)現状、カメラ、レーダー等の取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)、窓ガラスを脱着する行為についても、その後のエーミング作業を行わないと衝突被害軽減ブレーキやレーンキープ機能の作動に影響を及ぼすおそれがあるため、エーミング作業が必要です。

V. 指定整備制度

問 14 電子制御装置整備の対象となる自動車を扱いませんが、電子制御装置整備の認証を受けなければなりませんか。

(答)

- (いいえ、)現に指定整備事業者の場合にあつては、必ずしも、電子制御装置整備の認証を受ける必要はありませんが、電子制御装置整備の対象となる自動車の保安基準適合証等に交付をすることができません。(分解整備に係る箇所の限定的な保安基準適合証の交付もできません。)
- なお、電子制御装置整備の対象車となるか否かの判別方法は、「問3」を参照してください。

問 15 電子制御装置整備の認証を受けなければ、電子制御装置整備の対象となる自動車について保安基準適合証等を交付できませんか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の対象となる自動車について、電子

制御装置整備の認証を受けていない場合には、保安基準適合証等の交付をすることはできません。

- ただし、経過措置の作業すべてが適用される場合にあっては、経過措置期間中（令和6年3月31日まで）は保安基準適合証等を交付することができます。
- なお、経過措置については、「問16」を参照してください。

VI. 経過措置

問16 電子制御装置整備の認証の経過措置が適用となる作業は何ですか。

（答）

- 施行日（令和2年4月1日）までに、次の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）までその作業を行うことができます。
 - スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - カメラ等のセンサーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - ECUの取り外し、取付位置・角度の変更
 - グリル、パンパーの取り外し、取付位置・角度の変更
 - 窓ガラスの取り外し、取付位置・角度の変更
- なお、自動運行装置に係る経過措置はありません。

VII. その他

問17 エーミング作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 自動車電気装置整備士の実務経験に含まれます。

問18 自動車ガラス施工作業は自動車整備士技能検定の受験資格の一つである実務経験に含まれますか。

（答）

- 含まれません。